計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人国民生活センターの項を次のように改める。

独立行政法人国民生活センター	独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）第四十三条の二第二項	同法第四十三条第三項	共通政令第二十二条第一項本文

別表第一年金積立金管理運用独立行政法人の項中「第十条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附　則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年九月二十九日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―六―八三

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の二(3)中「理学療法技術職員」の下に「及び作業療法技術職員」を加える。

附　則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年九月二十九日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一七―一五三

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の十一の表管区行政評価局及び行政評価支局の項中「部次長」を「部次長　地域総括評価官」に、

課長	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）
分室長	四種
評価監視官	

を

課長	
評価監視官	四種

に改め、同表行政評価事務所の項中「室長（人事院の定めるものに限る。）　五種」を削る。

附　則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四九（地域手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年九月二十九日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―四九―四九

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を次のように改正する。

別表第三に次の一号を加える。

三　厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所　平成二十九年十月一日

附　則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

人事院は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律に基づき、人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年九月二十九日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一〇―一二―二三

人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第百四条第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の規則一〇―一二第三条第二号の規定の適用については、同号に規定する大学院の課程には、この規則による改正前の規則一〇―一二第三条第二号に規定する大学院の課程（学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四条第四項第二号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められていたものに限る。）を含むものとする。

人事院は、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律に基づき、人事院規則二五―〇（職員の自己啓発等休業）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年九月二十九日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則二五―〇―三

人事院規則二五―〇（職員の自己啓発等休業）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二五―〇（職員の自己啓発等休業）の一部を次のように改正する。

第五条中「第百四条第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の規則二五―〇第五条の規定の適用については、同条に規定する大学院の課程には、この規則による改正前の規則二五―〇第五条に規定する大学院の課程（学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四条第四項第二号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められていたものに限る。）を含むものとする。

告示

○内閣府
財務省告示第七号

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条第十三号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件（昭和四十七年総理府大蔵省告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十九年十月一日から施行する。

平成二十九年九月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎